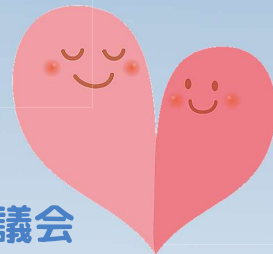


港区人権啓発だより ヒューマンハート

vol.16

2024,6



発行：港区役所/港区人権啓発推進協議会

ヒューマンハートでは、大阪市及び港区におきまして、2023（令和5年度）に実施した人権啓発の取組みと、2024（令和6年度）に実施予定の取組み等をご紹介します。

2023（令和5年度）人権啓発の取組み

6月 人権啓発推進協議会総会の開催
人権擁護委員による特設人権相談所の開設



特設人権相談



港区民まつり：ブース出展



10月 港区民まつり
・人権啓発ブースの開設
・多文化カフェブースの開設

11月 「人権展」「人・愛・ふれあいプラザ」
協力者会議の開催

12月 人権週間
・ミニパネル展の開催
・街頭啓発の実施
・懸垂幕の掲出



ミニパネル展



懸垂幕



街頭啓発

12月～1月末 にし人権展の実施

2024（令和6年度）人権啓発の取組み（予定）

6月 人権啓発推進協議会総会の開催
人権擁護委員による特設人権相談所の開設

10月 港区民まつり（人権啓発ブース・多文化カフェブース出展）

11月 「人権展」「人・愛・ふれあいプラザ」協力者会議

11月 人権週間における街頭啓発、ミニパネルの展示

12月 たいしょう人権展（大正区、浪速区、港区、西区）

ごあいさつ 港区人権啓発推進協議会会長 板谷 廣二



平素は、港区人権啓発推進協議会の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

1978年の当協議会発足以来、区内各種団体の代表者をはじめとしたみなさまの協力を得て、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目指し、取り組んでまいりました。

昨年度は、にし人権展をはじめ、さまざまな取組みを行うことができました。これも取組みにご理解・ご協力賜りました、みなさまのおかげでございます。あらためまして感謝申し上げます。

今年度も、多様な人々が活躍できる、ふれあいと温もりにあふれた人にやさしいまちづくりに向け、地域に根ざしたさまざまな人権啓発活動に取り組んでまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

humanheart

2023第39回「にし人権展」

を開催しました！

4区合同（西区・大正区・浪速区・港区）

事業概要

人権展は、1983年の大波橋差別落書き事件を契機に、人権問題の早期解決を願い、1985年から毎年開催しています。

「2023第39回にし人権展」では、「共生社会の実現に向けて～ともに支えあい ともに生きる～」をテーマに、タブロイド紙の配布、特設ホームページの開設のほか、手話通訳も取り入れた講演会を同時ライブ配信するなど、多様な手法で広く情報発信をしました。

タブロイド紙



共生社会のの実現に向けて
～ともに支えあい ともに生きる～

特設ホームページ



テーマ：子どもの人権問題

子ども達の笑顔を守るために
私たちに出来ること。

島田 妙子氏

（一財）児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長

児童虐待をなくすためには、
個人や社会全体で取り組む必要があります。



テーマ：外国につながる方の人権

外国人住民とともにつくる
多文化共生のまちづくり。

田村 太郎氏

（一財）ダイバーシティ研究所 代表

社会が異なる人種、民族、文化、宗教、性別、性的指向、
身体的特徴など、多様化する社会において人種差別は重要な
問題です。



テーマ：犯罪被害者等支援

犯罪被害者とその家族を支え
寄り添う地域になってほしい。

武 るり子氏

少年犯罪被害当事者の会 代表

犯罪被害者に対する差別は、被害者がさらに苦しむ要因と
なり、社会的な問題として取り上げられています。犯罪被害
者が差別を受ける可能性のある場面と、その影響について
の一般的な考えをお伝えします。



テーマ：同和問題（部落差別）

人間は無条件で尊重すべきもの、
認めあうべきもの。

清原 隆宣氏

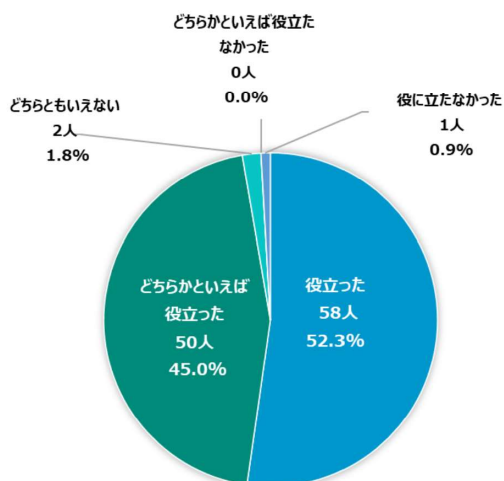
西光寺住職

部落差別はなぜ起こるのか。
その背景を理解することはとても大切だと考えています。

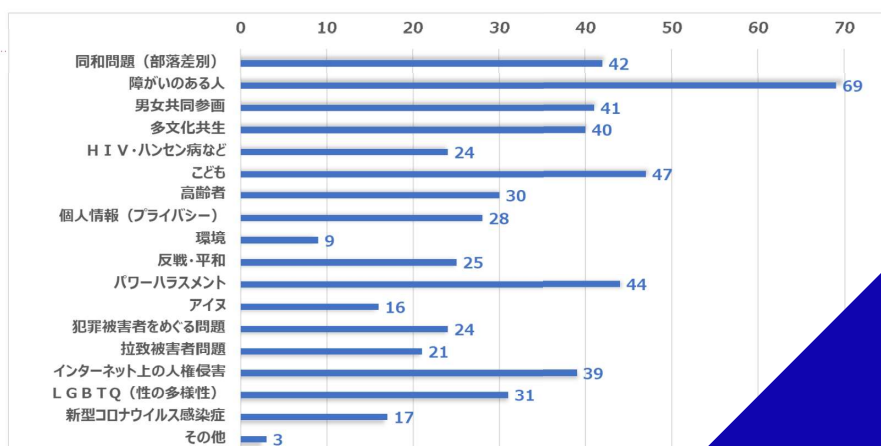


アンケート結果（抜粋）

あなたにとって、この人権展の取り組みが人権問題の関心や
意識を高めることに役立ちましたか？（回答数111）



あなたが人権侵害と感じるのは、以下のどのようなテーマですか？
（複数回答可）（回答数550）



港区におけるLGBTQについての取り組み

レインボーカフェ3710（みなと）の紹介

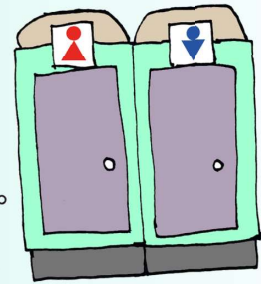
2015年10月から、LGBTQ当事者とその友人やアライ（協働パートナー）が、毎月第4火曜日の午後7時から港区民センターで集まり、多様性を活かしたまちづくりを目指し、交流会の開催や、区民まつりの啓発ブースの出展など、様々な取り組みを行っています。



レインボーカフェ3710の取り組みの中で、元旦の能登半島地震を受けて、避難所におけるLGBTQの困難について意見交換をおこないました。防災士であるレインボー3710メンバーから、今すぐできる避難所運営の工夫について聞きました。

被災地において避難所の運営は、大きな課題です。それは「**性的マイノリティの孤立**」といった問題も含まれます。避難所運営に携わる方からすれば、「災害時にそのような工夫は困難」「自分たちの地域では困難」などの声も聞こえてきそうです。

しかし、案外誰でもできる簡単な工夫で問題はかなり小さくできます。私が考えるキーワードは「**日常の延長線上で考える**」です！例えばトイレ問題。普段トイレは男女と多目的があります。災害時もその分類をそのまま残すことができれば、プライバシーはある程度保たれます。



また、避難所では、名簿を作らなければなりませんが、個人情報を入力する用紙の性別欄を任意にするだけでも心理的な負担はかなり減ると思います。そして、何より大事なのは、性的マイノリティは、ただ配慮されるだけの存在ではなく、**同じ避難所を運営していくパートナーである**ということです。

避難所は**避難してくる人全員がスタッフ**であり、みなさんが気持ちよく運営できるよう、避難者の方々には、みなさん積極的に避難所運営に協力いただきたいです！

レインボー3710 多田 裕亮

レインボー3710（みなと）から「性の多様性」についてのお話

レインボーカフェ3710（みなと）に参加し、共に人権啓発に取り組んでいるレインボー3710（みなと）代表の津村さんが、港中学校で出前講座を実施しました。



2023年10月に港中学校の全校生徒のみなさんに「**性の多様性について**」をテーマとした出前講座を実施しました。

LGBTQ/セクシュアルマイノリティに限らず、「**男性らしさ**」・「**女性らしさ**」**だけではない「自分らしさ」を大切にしても良い**という内容を中心にお話ししました。講座後は個別でお話したい生徒さん向けの機会を設けました。

港区で活動している団体として、今後もみなさんと一緒に学び考える機会を積み重ねていけたら嬉しく思っています。

レインボー3710代表 津村 雅稔（つむら まさとし）

レインボー3710（みなと）はLGBTQコミュニティ（団体）です。偶数月に1回程度、港区民センターで、オープンスペース交流会を開催しています。レインボー3710（みなと）の活動状況は、右のQRコードからご覧いただけます。



多文化カフェ「やさしい日本語から、つながろう。」を開催しました！

with love



昨年度に引き続き、令和5（2023）年度の港区民まつりで、外国人住民と日本人住民との交流イベント「多文化カフェ」を開催しました。

多文化カフェでは、「やさしい日本語から、つながろう。」をテーマに、使う言葉は「やさしい日本語」で、楽しく会話をいただきました。

開催にあたり、地域の外国人留学生や日本語教室の方々にご協力いただきました。
また、来場されたお客さまは、小さなお子さまとご家族や、ご高齢の方、学生の方など、幅広い世代の方々にご参加いただきました。

多文化カフェの様子は右のQRコードからご覧いただけます。



やさしい日本語で話してみませんか？

普段、なにげなく私たちが話している日本語、じつは、外国人にとって、とてもむずかしいんです。
でも、ほんの少し私たちが工夫することで、とても伝わりやすくなります。

「やさしい」には、かんたんな言葉を表す「易しい」と、相手に配慮する「優しい」気持ちで話す。といった二つの意味がこめられています。あなたも、相手にあわせて優しい気持ちで「やさしい日本語」を話してみませんか？



「やさしい日本語」のポイント

- 1 ゆっくり話す
- 2 短く区切って話す
- 3 簡単な言葉に言い換える
- 4 カタカナ外来語はできるだけ使わない
- 5 具体的に伝える
- 6 方言をできるだけ使わない

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました！

事業者による「合理的配慮の提供」については、法律の施行当初は努力義務にとどまっていたが、法律の改正があり、**法的義務に改められました。**

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務→法的義務

合理的配慮の提供については、下のQRコードからご覧いただけます。



大阪市人権啓発推進員の活動について

大阪市人権啓発推進員は、人権問題への深い関心と啓発活動に意欲を持つ方々で、大阪市長より委嘱され、地域において人権啓発活動に取り組んでいます。

毎年12月の人権週間期間には、JR弁天町駅周辺で開催している街頭啓発に参加しています。

差別落書きをしない・させない・許さない

差別落書きは、人の心を深く傷つける悪質な行為で、決して許されるものではありません。差別落書きを発見したときは見過ごさず、ただちに下記連絡先にご連絡ください。

人権にかかわる相談窓口

専門相談員による人権相談

～ひとりで悩んでいませんか？～

《相談専用番号》電話：06-6532-7830（なやみゼロ）

FAX:06-6531-0666

〈平日〉9：00～21：00

〈日曜日・祝日〉9：00～17：30

※土曜日及び12/29～1/3を除く

大阪市人権啓発相談センター（平日 9：30～17：30）

電話：06-6532-7631

FAX:06-6532-7640

